

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
1	意見	1	1.1.1 事業目的	「石炭代替燃料として・・・」とありますが、バイオマスボイラ等、石炭を主燃料としない設備での利用も考えられることから、「石炭代替燃料等として・・・」という表現にさせていただくことは可能でしょうか。	石炭等代替燃料とします。
2	質問	2	特別目的会社	事業者は、維持管理運営の開始までに維持管理運営業務の実施のみを目的とする特別目的会社を設立するとありますが、事業安定性を確保するため特別目的会社には、設計・建設を行う企業、維持管理運営を行う企業、燃料化物の利用先企業のいずれもが出資する必要があるとの理解で宜しいでしょうか。	入札公告時(入札説明書)に示します。
3	質問	2	維持管理運営業務の実施のみを目的とするSPCの設立	事業方式には設計及び建設並びに維持管理運営を事業者に委ねるDBO方式との記述がありますが、設計・建設は公共が発注し維持管理をSPCが運営するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、設計・建設の瑕疵担保責任の考え方をご教示願います。	本事業は、設計及び建設並びに維持管理運営を事業者と一括契約するものです。維持管理運営業務は、維持管理運営業務の開始前に設立したSPCが実施することとなります。瑕疵担保責任の考え方は、入札公告時(事業契約書(案))に示します。
4	質問	2	事業者の責任	本事業に係り、貴府にて加入予定の保険内容(種類、補償内容等)についてご提示願います。	日本下水道協会の下水道賠償責任保険及び都道府県会館の建物共済に加入する予定です。
5	質問	2	事業者の責任	本事業にて事業者側にて付保すべき保険条件があれば具体的にご提示下さい。	入札公告時に示します。
6	質問	2	事業場所及び進入路	事業予定地の詳細寸法が記載された測量図等をご提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
7	質問	4	全体配置図	既施設設名が読み取れないため、読み取れる図面の貸与、もしくはCADデータのご提供をお願いいたします。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
8	質問	4	全体配置図	計画区域ラインが敷地境界ラインと考えてよろしいでしょうか。	固形燃料化施設の設置場所周辺では、計画区域ラインと敷地境界ラインが同じになります。
9	質問	4	図2 洛西浄化センター一般平面図及び事業場所位置図	処理場における敷地境界線は、図中の計画区域線と理解してよろしいでしょうか。	固形燃料化施設の設置場所周辺では、計画区域ラインと敷地境界ラインが同じになります。
10	質問	4	敷地に関すること	今回の施設は、申請上は、洛西浄化センター全体敷地の中の増築工事として考えてよろしいでしょうか。但し、場内での維持管理上、フェンスで分けをすと言う位置付けでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	質問	4	設置スペースについて	工事開始時に設置スペースは、更地の状態と考えてよろしいでしょうか。また建物基礎・地中障害物は存在しないものとの解釈でよろしいでしょうか。	設置スペースについては、ご理解のとおりです。建物基礎・地中障害物については、貸与資料又は提供資料に示すもの以外は把握していません。
12	質問	4	設置スペースについて	設置スペースの中で、他の施設の搬入路等として使用されるスペースは無いと考えてよろしいでしょうか。	進入路から脱水機棟の南側(裏側)へ行くための車両動線を確認してください。
13	質問	4	設置スペースについて	設置スペースの中で必要とされる府及び見学者用の駐車スペースをご教示ください。(例:普通車・大型車・身障者対応車の台数)	府及び見学者用駐車場の設置は不要です。
14	質問	5	1.2.1 事業場所及び進入路	「図-3 事業場所位置図及び搬出入ルート」において、建設予定地の北東部に「送電線」と思われる記載があります。施設配置計画や施設高さの検討に影響を及ぼしますので、「送電線」のルート・高さをご教示下さい。	入札公告時(要求水準書)に示します。
15	質問	5	敷地進入路に関すること	進入路について、洛西浄化センターへの敷地入口が1ヶ所増設となりますが、関係行政との調整は終わっているものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	質問	6	1.2.2 現地条件	建設予定地の現況は駐車場と思われます。既存インフラ配管類が地中埋設されている場合はご教示下さい。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
17	質問	6	1.2.2 現地条件	敷地条件において、「計画地盤高+14.000m(T.P.)」と記載されております。施設計画及び工事工法等により、設計地盤高さ(設計GL)が変更になる場合は、進入路の取り合いレベル等、関連する事項を検討し対処しなければなりません。設計地盤高さについては土量バランスを基に実施設計時に協議し、設定できるとの理解で宜しいでしょうか。	設計時の協議となりますが、原則、計画地盤高の変更は認めません。
18	意見	6	1.2.2 現地条件	河川条件において、「河川保全区域(敷地境界から)」と記載されています。建設予定地が河川保全区域にかかる場合「土地の掘削・盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物(建築物等)の新築又は改築」に制限を受けることとなります。「図-3事業場所位置図及び搬出入ルート」に河川保全区域を示す範囲をご教示下さい。	入札公告時(要求水準書)に示します。
19	質問	6	不可抗力の定義に関すること	予見可能であっても、回避不可能なものや回避するために多額の費用がかかる事由は不可抗力に該当するとの理解で宜しいでしょうか。	実際に事由が生じた場合は、個別に協議します。
20	質問	7	本事業の業務分担	進入路の舗装及び道路排水施設の設計・建設及び維持管理の進入路とは今回新設部分のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、要求水準書(案)の「進入路の舗装」は「進入路」に修正します。
21	質問	7	1.3.3 本事業の業務分担 (1)事業者の業務範囲	②維持管理運営に関する業務のうち、「周辺住民への対応」及び「見学者への対応」について、具体的な業務内容をご教示ください。 特に「見学者への対応」については、想定されている見学者数や見学者用研修室・見学者通路・パンフレット等の要否も合わせてご教示下さい。	入札公告時(要求水準書)に示します。
22	意見	7	見学者対応	見学者対応に係る業務の内容によっては、コストが大きく変動するため、事業者の行う見学者対応の内容については具体的に提示頂きますようお願い致します。	入札公告時(要求水準書)に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
23	質問	7	維持管理運営に関する業務に関すること	見学者対応は、どの程度の業務内容及び頻度を想定すればよろしいでしょうか。また、本事業で整備が必要な見学者用施設があれば、ご教示ください。	入札公告時(要求水準書)に示します。
24	質問	7	見学者対応	見学者対応は事業者の業務範囲とされておりますが、事業者が行うのは貴府にて実施される見学者対応の支援との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	質問	7	本事業の業務分担	「見学者への対応」とありますが、具体的な業務内容、頻度、見学者数の実績をご提示願います。	入札公告時(要求水準書)に示します。
26	質問	7	本事業の業務分担	「見学者への対応」とありますが、見学用看板、パンフレット等の要否は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
27	質問	7	本事業の業務分担	「見学者への対応」とありますが、見学者用通路の要否、見学者ルートの設定等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
28	質問	7	周辺住民への対応	周辺住民への対応は事業者の業務範囲とされておりますが、施設設置そのものに対する苦情等については実施方針におけるリスク分担表(案)に基づき貴府が対応されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	質問	7	事業者による許認可・届出	「事業者は、本事業契約を履行するために必要な許認可及び届出について許認可を申請、取得し、又は届出を行い」とありますが、申請手数料等の費用は貴府に負担いただくと理解してよろしいでしょうか。	事業者が申請するものについては、事業者負担とします。入札時に必要となる費用を計上して下さい。
30	質問	7	本事業の業務分担 ①設計及び建設に関する業務	「進入路の舗装及び道路排水施設の設計・建設」とありますが、進入路予定の土地に関する許認可・届出等は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	質問	7	本事業の業務分担	事業者の業務範囲には、要求水準書(案)16ページに記載の設計及び建設に関する事前調査も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
32	質問	7	本事業の業務分担	本事業の実施にあたり、環境アセスは不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	意見	7	本事業の業務分担	設計施工に関して、事業者が配置する必要がある有資格者及び経験条件等について、具体的にご提示願います。	入札公告時(入札説明書)に示します。
34	意見	7	本事業の業務分担	維持管理運営に関して、事業者が配置する必要がある有資格者及び経験条件等について、具体的にご提示願います。	入札公告時(入札説明書)に示します。
35	質問	7	本事業の業務分担	維持管理運営に関する業務の中に保全管理業務が含まれていますが、要求水準書では定義されていません。保全管理業務の内容をご提示願います。	要求水準書を修正します。
36	質問	7	本事業の業務分担	「周辺住民への対応」とありますが、具体的な業務内容、頻度をご教示願います。	苦情等の対応を想定しています。
37	質問	7	本事業の業務分担	周辺住民に対する苦情の窓口やその対応については事業者が直接対応することになるのか、府で受けた後、事業者が府の指示により対応することになるのか、ご教示願います。	本事業に係る苦情等は、府で受け、その内容に応じて事業者と協議します。
38	意見	8	本事業の業務分担	設計及び施工期間における各年度毎の出来高は、事業者が自由に設定できるようにして頂けないでしょうか。	契約時に協議します。
39	質問	8	関係法令等の遵守	実施方針p3遵守すべき関係法令等より項目が異なりますが、どちらを正とすればよろしいでしょうか。	要求水準書を正としてください。
40	意見	9	基準及び仕様	事業者の有する知見を最大限発揮した提案とするため、本施設の機能及び性能を事業者の責任で事業期間中維持する限りは、JIS等の公的な国内規格に関わらない設備仕様については、事業者の広い裁量を認めて頂きたい。	入札公告時(要求水準書)に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
41	意見	9	基準及び仕様等	準拠する基準及び仕様等が記載されておりますが、本事業はDBO方式であり、提案者の創意工夫や民間ノウハウの活用がし易いよう、基準や仕様書は「準拠」ではなく「参考」としていただけないでしょうか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
42	意見	10	1.3.5 基準及び仕様等 (3)機械電気設備工事関連に関する事	本事業の実施に当たって準拠する各基準や仕様等の記載がありますが、DBOの主旨である民間活力を十分に発揮した低廉で質の高い事業運営を効果的・効率的に実施するために、本設備の仕様等は管理運営を行う選定事業者の責任と負担において柔軟に運用・決定できるように、ご配慮ください。	入札公告時(要求水準書)に示します。
43	質問	9	基準及び仕様等	「基準及び仕様書等は最新のものを使用すること」とありますが、入札公告時における最新版という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	質問	11	稼働実績について	固形燃料化物を製造する技術方式は、下水道事業での稼働実績を有するもの、とありますが、「実績を有するメーカーの機器を採用すること」、もしくは、「下水道事業の納入実績をもつ事業者が、下水道事業で実績の無いメーカーの設備を使用すること」、の両者も対象という判断でよろしいでしょうか。	採用する技術が要求水準書に示すものに限るということです。
45	質問	11	1.3.6 汚泥固形燃料化技術に関する事	(2)②「・・・による建設技術審査証明、新技術性能評価証明」という表記については、「建設技術審査証明、又は、新技術性能評価証明のいずれか片方の取得」との解釈でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
46	確認	11	1.3.6 汚泥固形燃料化技術に関する事	当社の「SA法固形燃料製造技術」は、下水道新技術推進機構により建設技術審査証明を取得しています。この技術で製造された燃料化物は、廃プラを重量比9:1の割合で混合しているものですが、本事業においては下水汚泥のみから燃料化物を製造する予定です。この場合、下水道推進機構による認証技術であるとの解釈でよろしいですか。	採用する技術が建設技術審査証明を受けている技術と同一であることを示してください。 なお、本事業は下水汚泥から固形燃料化物を製造するものであり、固形燃料化物の発熱量を増加させる材料を添加することは認めません。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
47	質問	11	1.4.2 計画処理量に関すること	年間処理量13,200t/年との記載がありますが、事業者が処理する年間処理義務量であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	質問	11	年間処理義務量に関すること	事業者は年間13,200t/年の脱水汚泥を処理するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	質問	11	1.4.2 計画処理量	用役消費量等の算定は、年間処理量13,200wet-年を基準に行うという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	質問	11	計画処理量	計画処理量として年間処理量13,200wet-t(稼働日数年間330日の想定値)と示されておりますが、事業者の義務は当該量を処理し、年間稼働日数によらないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
51	質問	11	計画処理量	「稼働日数年間330日の想定」とありますが、年間処理量13,200wet-tonを満足すれば、設備の1日あたりの処理量や稼働率は事業者が設定できるとの理解でよろしいでしょうか。	1日あたりの処理量は、脱水汚泥発生量が70t/日以上の場合40t/日とし、脱水汚泥発生量が70t/日未満の場合は30t/日を差し引いた量とします。ただし、3号焼却炉が定期点検中又は修繕中の場合は50t/日とします。
52	質問	11	1.4.2 計画処理量	日平均処理量40.0wet-t/日および年間処理量13,200wet-t/日との記載がありますが、入札等の算出の前提となる代表値はこの数値を用いるとの理解でよろしいでしょうか。 別紙5 表5-1の4号炉への脱水汚泥投入量(日平均)に記載がある数値と異なるため確認するものです。	ご理解のとおりです。
53	質問	11	入札等の算出の前提となる代表値(計画処理量)に関すること	入札等の算出の前提となる代表値(計画処理量)は日平均処理量40.0wet-t/日および年間処理量13,200wet-t/日を用いるとの理解で宜しいでしょうか。(別紙5の年次別汚泥発生量では当初3年間は本数値と異なるため確認するものです。)	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
54	質問	11	1.4.2 計画処理量に関すること	事業者への脱水汚泥の供給量が、40t/日を下回った場合は、その分の年間処理義務量も減るとの理解でよろしいでしょうか。 別紙5 表5-1の4号炉への脱水汚泥投入量(日平均)において当初3年間は日平均供給量が40t/日を下回っているため確認するものです。	ご理解のとおりです。
55	質問	11	年間処理量に関すること	洛西浄化センターからの脱水汚泥が40t/日を下回って事業者へ供給された場合は、その分の年間処理義務量も減るとの理解で宜しいでしょうか。 (別紙5の年次別汚泥発生量では当初3年間は日平均供給量が40t/日を下回っているため確認するものです。)	ご理解のとおりです。
56	質問	11	日最大処理量:50t-wet/日	日量最大50t-wet/日とは、脱水汚泥が代表性状のものという理解で宜しいでしょうか。	別紙5に示す汚泥性状の範囲内における供給汚泥量の最大値を表します。
57	質問	11	計画処理量	1日あたりの処理量は平均40wet-t/日ですが、日最大処理量50wet-t/日以上の上過負荷短時間処理は見込まないものとして計画しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	供給量の最大値は50t-wet/日になります。処理能力に対する余裕量については、事業者が判断してください。
58	質問及び意見	11 及び 56	1.4.2 計画処理量 及び (2)年間汚泥発生量	年間処理量13,200t-wet/年に対し、p56 表5-2における燃料化施設への脱水汚泥投入量は14,092t-wet/年とあります。14,092t-wet/年は供給可能量であり、13,200t-wet/年を処理できれば、14,092t-wet/年以下でもペナルティはないという理解で宜しいでしょうか。  また、13,200t-wet/年を超える汚泥処理を行った場合には、何らかのインセンティブが働くようご配慮頂けないでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、年間処理量を超える場合もあり、それを想定した上で変動費単価を設定してください。
59	意見	11	計画処理量	年間処理量を超えて汚泥を処理した場合、当該処理量に対して事業者インセンティブが働くような仕組みを検討頂きますようお願い致します。	年間処理量を超える場合もあり、それを想定した上で変動費単価を設定してください。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
60	質問	11	1.4.2 計画処理量に関すること	事業者が年間処理量を処理できず、その処理処分を貴府にて実施する場合、その廃掃法上の排出事業者は貴府になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	質問	11	処分にかかる費用は事業者が負担する。	事業者が年間処理量を処理できない場合、その処理及び処分は貴府が行い処理及び処分に掛かる費用は事業者が負担するとありますが、処理及び処分に係る費用を予めご明示頂けないでしょうか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
62	質問	11	計画処理量	「修繕期間を含め、事業者が年間処理量を処理できない場合は府が処理を行い、その費用を事業者が負担する」とありますが、貴府が排出事業者として処理・処分を実施し、事業者が費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
63	質問	11	計画処理量	「修繕期間を含め、事業者が年間処理量を処理できない場合は府が処理を行い、その費用を事業者が負担する」とありますが、処理先については事業者が提案することができるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
64	質問	11	計画処理量	「修繕期間を含め、事業者が年間処理量を処理できない場合は府が処理を行い、その費用を事業者が負担する」とありますが、貴府にて現在実施している処理・処分先と費用(単価)をご提示下さい。	入札公告時(要求水準書)に示します。
65	質問	11	1.4.2 計画処理量に関すること	責任分界点の上流側設備の不具合により、燃料化施設の運転継続が困難となり、年間処理量を達成できない場合は、その処理・処分ならびに費用負担は貴府にて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
66	質問	11	1.4.4 脱水汚泥性状に関すること	脱水汚泥中重金属含有量及び焼却灰の溶出量ならびに変動範囲をご教示願います。	脱水汚泥のデータは、入札公告時(要求水準書)に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
67	質問	11	1.4.4 脱水汚泥性状に関する こと	含水率等の汚泥性状変動により、入札価格の根拠となるユーティリティ量が変動します。この際の使用料の精算・補正は無いとの理解で宜しいでしょうか。	汚泥性状の変動が別紙5に示す汚泥性状の範囲内であれば、精算・補正等を行いません。
68	質問	12	1.5 責任分界点に関する こと	別紙6の責任分界点に係わる全体配置図、配管図、フローシート等は、後日配布または借用頂けるものと考えて宜しいでしょうか。 現状の情報では、責任分界点の位置関係の判別が難しい項目があります(急速ろ過水、汚水排水、各レベル関係等)	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
69	意見	12	電力	「電力事業者より高圧1回線にて受電する」とあり、電力事業者と個別契約する前提であると見られますが、燃料化施設単独で受電するより、浄化センター全体で一括受電する方が、電力単価が低減できます。処理場内の受電設備より給電いただける方式に見直しして頂けないでしょうか。	見直しは行いません。
70	質問	12	電力	「電力事業者より高圧1回線にて受電する」とありますが、燃料化施設は貴府の管理する下水処理場の一部であるため「一事業所一受電」の原則により燃料化施設のみ単独で受電することができないと考えます。燃料化設備のみの単独受電が可能であることについて、関西電力殿等のご確認を得たとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	質問	12 及び 28	1.5.1 電力 及び 2.2.4 土木・建築に関する要求 水準 (2)建築・建築設備	電力供給契約は原則1構内1契約であると認識しております。P28に記載の通り本施設周辺にフェンスを設置し浄化センター敷地と区画を分けることで、p12に記載のように「電力事業者より高圧1回線にて受電する」ことが可能であると、既に電力事業者の確認が得られているという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
72	質問	12	電力事業者	電力事業者とは、一般電気事業者である関西電力㈱を指すとの理解で宜しいでしょうか。	特定の企業を指すものではありません。
73	質問	12	1.5.2 自家発電設備	「停電時における本施設保守用」とありますが、具体的にどのような用途をお考えでしょうか。	本設備は、非常時等において施設を安全に停止するための電力が必要となる場合に設けるものであり、本設備の必要性及び具体的な対象負荷等については、事業者が判断してください。
74	質問	12	1.5.2 自家発電装置 に関すること	設置する自家発電装置に、本施設で製造した固形燃料化物及び場内で製造される消化ガスを用いることは可能であるとの解釈でよろしいですか。	燃料利用については任意ですが、非常時等に消化ガスの供給が止まる場合も想定してください。
75	質問	12	上水	上水の使用料支払いは貴府に対して行うことになるのか、事業者が直接上水供給者に対して行うことになるのかご教示願います。	京都府に対して支払うこととなります。
76	質問	12、64	上水に関すること	上水の取り合い点は、工事エリアに隣接する「汚泥脱水機棟」の地下1階での取り合いと考えてよろしいでしょうか。取り合い部分の詳細資料、本工事エリアへの想定ルートの開示をお願い致します。	ご理解のとおりです。詳細資料は、貸与資料又は提供資料として、別途示します。本工事エリアへのルートは任意となります。
77	質問	12	雑用水	雑用水の水量は任意となっていますが、使用量に特に制限が無いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
78	質問	12、62、63	雑用水に関すること	雑用水の取り合い点である、「汚泥処理棟」位置をご提示願います。取り合い部分の詳細資料、本工事エリアへの想定ルートの開示をお願い致します。	詳細が分かる資料を貸与資料又は提供資料として、別途示します。本工事エリアへのルートは任意となります。
79	質問	12、62、63	雑用水に関すること	汚泥処理棟送水ポンプが取り合いとされていますが、流量等の仕様変更は可能でしょうか。その場合、今回の工事範囲でしょうか。また、図6-3コメント欄の急ろ水供給ポンプとは、どのような仕様のものでしょうか。	仕様変更は可能ですが、今回の工事範囲となります。急ろ水供給ポンプの仕様については、詳細が分かる資料を貸与資料又は提供資料として別途示します。
80	質問	13	汚水排水	「府から汚水排水の量及び水質等の調査を求められた場合」とありますが、その調査頻度をご教示願います。	現状では不定期的に行うことを考えております。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
81	質問	13	雨水排水に関する事	雨水排水の責任分界点(排水側溝)について、ご教示ください。また、取り合い部分の詳細資料、本工事エリアへの想定ルートの開示をお願い致します。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。本工事エリアへのルートは任意となります。
82	質問	13	補助燃料	補助燃料として都市ガスの使用は可能でしょうか。	可能です。ただし、洛西浄化センターには都市ガスが供給されていないため、ガス事業者と協議の上、ガス導管の引込みを行ってください。
83	質問	13	補助燃料	浄化センター殿には都市ガスが供給されていますでしょうか。供給されている場合は、消化ガス以外の補助燃料を使用する際に都市ガスを分岐利用することは可能でしょうか。	洛西浄化センターには、都市ガスは供給されていません。都市ガスを使用する場合は、ガス事業者と協議の上、ガス導管の引込みを行ってください。
84	質問	12	補助燃料	補助燃料として都市ガスを使用する場合、ガス事業者の導管は構内又は構外のどこまで敷設されているかご教示願います。	事業者がガス事業者に確認してください。
85	質問	13	1.5.11 脱水汚泥 に関する事	「事業者は、ケーキフィーダ、ケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプにて本施設及び既設3号焼却炉へ脱水汚泥の同時供給が可能なシステムを構築する。」とありますが、上記ポンプの使用は必須であるとの解釈でよろしいですか。	任意になります。
86	質問	13	脱水汚泥の供給	事業者の責任で既設のケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプを利用してよろしいでしょうか。	既存設備の継続使用、新設は可能です。撤去は、京都府との協議によります。
87	質問	13	脱水汚泥	既設のケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプは本事業にて撤去し、事業者にて新規に設置するとの理解でよろしいでしょうか。	既存設備の継続使用、新設は可能です。撤去は、京都府との協議によります。
88	質問	13	脱水汚泥	新設のケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプの型式や能力の選定は、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
89	質問	13	脱水汚泥	新設のケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプは3号炉・4号炉同時に供給可能な容量を見込む必要はあるのでしょうか。または、各々へ分けて供給する方法を考えているのでしょうか。	既設、新設にかかわらず、3号炉・4号炉へ同時供給する能力が必要です。供給方法は、事業者の任意になります。
90	質問	13	脱水汚泥	ケーキ移送ポンプ及びケーキ圧送ポンプの運転管理は貴府にて実施されますが、修繕についても貴府にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	質問	14	消化ガスに関すること。	消化槽加温用に、本施設より廃熱を供給する場合の府より事業者が得られる対価をご教示ください。また、この場合のガス価格もご教示ください。	入札公告時(要求水準書)に示します。
92	質問	14	1.5.12 消化ガス	消化ガスの単価を40円/m <sup>3</sup> (予定)とされていますが、価格設定根拠についてご教示ください。	都市ガスの単価を参考に設定しています。
93	質問	14	消化ガス有償40円/m <sup>3</sup>	供給時(40円/m <sup>3</sup> )の消化ガスの温度、圧力をご教示下さい。	消化ガスの温度及び圧力は計測していません。球形ガスタンクの圧力は、上限値0.56MPa、下限値0.05MPaで弁を管理しています。
94	質問	14	1.5.12 消化ガス	消化ガス発電設備を設置し、固定価格買取制度(FIT)を活用して電力会社へ売電をすることは可能でしょうか。	事前に関係者との協議を行い、了解を得た上でならば、提案は可能です。
95	質問	14	敷地境界規制基準	公害防止基準に関する敷地境界は、洛西浄化センターの敷地境界ではなく固形燃料化施設の敷地境界(設置スペース)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
96	質問	14	公害防止基準	騒音、振動規制の基準に適用する固形燃料化施設の敷地境界とは洛西浄化センターの敷地境界との理解でよろしいでしょうか。	固形燃料化施設の敷地境界になります。
97	質問	14	環境対策	事業者は、公害防止基準を遵守した施設等の設計をしますとありますが、敷地境界とは燃料化施設を含む洛西浄化センターの敷地境界を指すとの理解で宜しいでしょうか。敷地境界である場合は、振動・騒音は公害防止基準を満たしているとの理解で宜しいでしょうか。	固形燃料化施設の敷地境界になります。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
98	質問	14	環境対策	事業者は、公害防止基準を遵守した施設等の設計を するとありますが、敷地境界が燃料化施設敷地境界で ある場合は、振動、騒音、悪臭は現状でも公害防止基 準を満足しているとの理解で宜しいでしょうか。	固形燃料化施設の敷地境界になります。 固形燃料化施設の敷地境界での計測値は、現在ありませ ん。
99	質問	15	1.6.4 悪臭規制基準 表8 悪臭規制基準	(2)排出口とは、煙突の排出口を指すものと理解して宜 しいでしょうか。	臭気及び処理臭気の排出口であり、煙突に限定するもの ではありません。
100	意見	15	1.6.4 悪臭規制基準に関する こと	表-8 (1)記載の「表-10」が添付されておられません。ご提 示願います。	「表-10」ではなく、「表-9」になりますので、要求水準書を修 正します。
101	質問	15	1.6.4 悪臭規制基準 表8 悪臭規制基準	(1)固形燃料化施設との敷地境界線における規制基準 について、「表-10による」は「表-9による」の誤記ではな いでしょうか。	誤記になりますので、修正します。
102	質問	15	表-8 悪臭規制基準 (1)固形燃料化施設との敷地境 界線	規制基準が「表-10」によるとありますが、「表-9」に読み かえるものと考えてよろしいでしょうか。	誤記になりますので、修正します。
103	質問	16	事前調査に関すること	必要な測量調査とは、工事エリア内における平板測量 と考えてよろしいでしょうか。	結構です。
104	質問	16	事前調査	今回の事業は下水道事業の一環で実施されることから、 事前調査に環境アセスメントおよび電波障害調査は 含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、固形燃料化物の利用先にお ける受入施設に関しては、本事業の対象外となります。
105	質問	16	2.1.1 事前調査	事前調査の結果、地下埋設物が発覚し、それが施工の 支障となる場合、その撤去処分は貴府の費用負担にお いて実施いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	貸与資料又は提供資料に示すもの以外で、支障となる地 下埋設物があり、別途費用が必要な場合は、京都府が負 担します。
106	質問	16	事前調査	地中埋設物等の大きな障害が見つかった場合、追加 費用は府のご負担と考えてよろしいでしょうか。	貸与資料又は提供資料に示すもの以外で、支障となる地 下埋設物があり、別途費用が必要な場合は、京都府が負 担します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
107	質問	16	2.1.1 事前調査に関すること	貴府における既存調査結果や落札者が実施する事前調査等で予期できない埋設物(文化財や既設構造物、廃棄物等)が発見された場合の対応については協議して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	質問	16	建設時のユーティリティ条件	「ただし、府が必要と判断した場合に限り、府はこれらのユーティリティの確保に協力するものとする。」との記載がありますが、「府が必要と判断した場合」とは具体的にどのようなものを想定されているのかをご教示ください。	個別の判断となります。
109	質問	16	2.1.2 建設時のユーティリティ条件に関すること	建設工事中に必要なユーティリティとして、急ろ過水および排水は、無償または有償のどちらに該当するかをご教示願います。	無償となります。
110	質問	17	2.1.4 (3) 建設に伴う許認可に関して	現在、府として認識・想定されている許認可事項についてご教示ください。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備等設置計画書(消防法第7条)</li> <li>・消防同意(消防通知)(建築基準法第93条)</li> <li>・確認申請(建築基準法第6条)</li> <li>・工事届(建築基準法第15条)</li> <li>・完了審査申請(建築基準法第7条)</li> <li>・省エネルギーの措置の届出(省エネ法第75条及び第75条の2)等</li> </ul>
111	質問	17	建設に伴う許認可	「また、府が関係官庁への申請、報告、届出等を必要とする場合、…その経費を負担すること(許可申請手数料を含む)。」との記載がありますが、経費、許可申請手数料は具体的に何を想定されていますか。	確認申請に係る費用等が想定されます。
112	質問	17	申請関係(確認申請・その他の届出関係等)	建築確認の申請方法は、計画通知扱いと考えてよろしいでしょうか。	計画通知ではなく、確認申請となります。
113	質問	17	建設に伴う許認可	許認可および各種届出にあたり貴府の帰責事由で新たな調査や資料作成を要する場合は、貴府にて費用負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
114	質問	17	施工計画書の提出	協力関連会社の選定につき、下請負人に関する指針等がありましたら御教示願います。	土木工事共通仕様書(案)、京都府が発注する建設工事に係る元請・下請関係適正化指針及び労働環境の確保に関する指針です。
115	質問	19	現場事務所等	作業ヤード(資材置き場、仮組み場所等)、作業員休憩所など、施工時に必要なスペースは、場内の敷地範囲外の別の場所に貸与いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	京都府との協議によります。
116	質問	19	(12) 作業日及び作業時間に関する事	「作業日は原則として土曜日、日曜日・・・を除いた日とすること」とありますが、監督員の承認を得た場合は、土曜日の作業も可能と解釈して宜しいでしょうか。	京都府との協議によります。
117	質問	19	2.1.4 建設に関する一般事項 (13) 工事中の電力及び水道の取扱い	「水道は有償で供給」とありますが、単価及び給水量はp12記載の200円/m <sup>3</sup> 、30L/minと理解して宜しいでしょうか。また、工事中に急速ろ過水をご提供いただくことは可能でしょうか。	給水量は、ご理解のとおりです。単価は、見直しを行った値を入札公告時(要求水準書)に示します。工事中の急速ろ過水の利用については、府との協議によります。
118	質問	20	2.1.5 特記事項 に関する事	設計及び施工に関する当該交付要綱等について、今回予定されている補助の名称をご教示ください。	「社会資本整備総合交付金」です。
119	質問	20	計量機器	計量機器の設置場所、数量、形式、仕様等は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	質問	20	計量機器	「汚泥処理量」の記載がありませんが、「脱水汚泥の受入量」は「汚泥処理量」と読み替えても良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
121	質問	20	計量機器	汚水排水は、雑用水、上水使用量+脱水汚泥の凝縮水のみ合流水です。「汚水排水量」はこれらを計量した合計値を計量値として管理できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
122	意見	20	計量機器	事業者は、適切な維持管理運営に資するため、定期的に計量できる設備を設けるとありますが、③排ガスについては、排ガス温度等とありますが、具体的にご明示願います。	法令等により測定及び届出等が義務付けられている項目が網羅可能な機器その他施設の維持管理運営に必要と思われる機器を具備するものと考えてください。
123	意見	21	電気工作物の保安の確保	「保安規定(洛西浄化センター)」に準じたものとしてありますが、保安規定を貸与願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
124	質問	21	安全対策確認試験のための脱水ケーキサンプル採取	必要が生じた場合、脱水ケーキサンプルの採取は可能でしょうか。	可能ですが、事前に時期等について協議が必要です。
125	質問	21	2.2.1 (7)温室効果ガス排出量に関すること	温室効果ガス排出量2,500ton-CO <sub>2</sub> /年以下とありますが、本数値は別紙5で定められた汚泥性状範囲内の汚泥性状における条件との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	質問	21	2.2.1 基本計画に関する要求水準 (7)温室効果ガス排出量	年間2,500t-CO <sub>2</sub> /以下とありますが、これは固形燃料化物の製造中の温室効果ガス排出量(固形燃料化物利用時の削減量は含まない)と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
127	質問	21	温室効果ガスの排出量	温室効果ガスの発生量とは、固形燃料化施設から発生する量と本施設を利用することにより削減できる化石燃料由来の温室効果ガス削減量の総和とし、固形燃料の運搬の際に発生する温室効果ガスの発生量は見込まないものとの理解でよろしいでしょうか。	固形燃料化物の運搬の際に発生する温室効果ガス排出量も含まれます。
128	質問	21	①温室効果排出量	固形燃料化物の運搬で発生するCO <sub>2</sub> 発生量については、算出方法により大きく異なる結果となります。特に燃費法や燃料法での算出は、トラック使用量を限定できない中で事前に燃料使用量や燃費を定める事になり実体と異なる可能性があります。よって、改正省エネ法に定められた改良トンキロ法によって算定するとのことで宜しいでしょうか？	構いません。要求水準書に追記します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
129	質問	22	2.2.2 (1)トラックスケールに関する事	秤量10tとありますが、搬出車両の制約から秤量荷重を上げてでも宜しいでしょうか。	構いません。
130	質問	22	トラックスケール	秤量10tとありますが、固形燃料化物を運搬する際、これ以上の積載を行う場合は、10t以上であっても良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	質問	22	トラックスケール	事業用地が狭いため、トラックスケールを敷地境界外に設置することが合理的であると判断される場合は、今回ご提示いただいた設置スペース外への配置も可能との理解でよろしいでしょうか。	京都府との協議によりますが、原則敷地内への設置としてください。
132	質問	22	2.2.2 (2)汚泥受入供給設備に関する事	容量は任意とあります。1日分の容量を確保すればよいとの解釈でよろしいですか。	事業者の任意になります。
133	質問	22	汚泥受入供給設備	ケーキ移送(圧送)ポンプ以後の汚泥配管中に分岐を設け、修繕期間中は、本施設の敷地境界の外のトラック等に直接搬出可能な機能を備えるものとしてよろしいでしょうか。	京都府との協議によりますが、原則敷地内への設置としてください。
134	質問	23	高さ制限について	煙突や建物高さに関する規制・ご要望はございますか。	要求水準書に記載のとおりです。
135	意見	24	2.2.2 機械設備に関する要求水準(8)用役設備	本施設の排熱利用により消化槽の加温に必要な消化ガス量を削減した場合、削減した分の消化ガスは無償提供として頂けませんでしょうか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
136	質問	24	2.2.2 機械設備に関する要求水準(8) ⑥に関する事	「維持管理運営期間を通じて本施設の廃熱利用により消化槽の加温に必要な消化ガス量を削減した場合は、削減した消化ガス量の利用を妨げない。」とありますが、事業者にて廃熱利用設備(任意)を設置し、消化槽加温用の消化ガスを削減できた場合、削減した分の消化ガスは無償で提供いただけるとの解釈でよろしいでしょうか。 事業者は、廃熱利用設備の設置費用及び管理費用(温水循環ポンプ等の電気代や補修費など)を負担することとなるため、その対価として削減できた分の消化ガスを無償で提供頂きたくお願いするものです。	入札公告時(要求水準書)に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
137	意見	24	2.2.2 (10)廃熱利用設備に関すること	温水供給条件が「入口:65℃、出口:50℃、流量0.9m <sup>3</sup> /分・台」とありますが、汚泥側の温度、流量によって条件が変わってしまう為、供給条件を熱量(kJ/h・台)にして頂くようお願い致します。	ご意見として承ります。
138	質問	24	(10) 廃熱利用設備に関すること	『温水供給条件は、「入口:65℃、出口:50℃、流量:0.9 m <sup>3</sup> /分・台」とする。』とありますが、温水供給により使用できるようになる消化ガス増加量は、熱量による換算で算出すると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	質問	24 及び 77	2.2.2 機械設備に関する要求水準 (10)排熱利用設備 及び (別紙9) 消化ガスの性状	消化槽加温用の熱交換器(2台)への温水供給条件は「入口:65℃、出口:50℃、流量0.9m <sup>3</sup> /分・台」とあり、熱量換算で約160,000MJ/日となります。 一方で、(別紙9)表9-2の消化槽の加温に必要な消化ガス量は2,000m <sup>3</sup> /日程度、熱量換算で約40,000MJ/日となり、温水供給条件と整合がとれません。 必要加温熱量に対して、温水供給条件が著しく高く設定されているようですが、お間違いないでしょうか。	記載した温水供給条件の数値は、熱交換器に関する設計値です。実際の必要熱量は、過年度における消化ガス使用量等から判断してください。
140	質問	24、32	廃熱利用と消化ガス供給について	廃熱利用量と消化ガス追加供給量との関係をご教示願います。65℃温水×0.9m <sup>3</sup> /分×2台供給した場合、加温用消化ガスの全量を供給いただけるのでしょうか。	消化槽必要加温熱量分を上限とし、消化槽加温設備へ供給した熱量に相当する消化ガスを追加供給します。
141	質問	24	2.2.2 機械設備に関する要求水準 (10)排熱利用設備	本設備を設置した場合も、汚泥燃料化設備定修中等、排熱が発生しない場合には、温水供給の義務はないという理解で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
142	質問	24	(10) 廃熱利用設備に関すること	既設の熱交換器への配管敷設については、既設サポートで使用可能なものがある場合は、京都府殿と範囲を協議の上、利用することはできますでしょうか。	個別協議によります。
143	意見	24	⑥消化ガス量	別紙9に消化ガスの性状が示されておりますが、微量成分であるシロキサン濃度について測定結果があればご提示願います。	シロキサン濃度は、測定していません。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
144	質問	25	2.2.3 電気設備に関する要求水準に関すること	「関西電力(株)より高压1回線にて必要な電力を受電」とありますが、関西電力(株)殿との受電契約、及び浄化センターまでの引き込みにかかる工事は京都府殿の所掌と解釈して宜しいでしょうか。	事業者が行い、その費用を負担します。
145	質問	25	2.2.3 電気設備に関する要求水準に関すること	電力は関西電力(株)殿以外から購入することは可能でしょうか。	可能です。
146	質問	25	2.2.3 電気設備に関する要求水準 (1)高压油変電設備	高压受変電設備の制御電源について、直流・交流のご指定はないものと理解して宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
147	質問	25	2.2.3 電気設備に関する要求水準に関すること	売電が可能な場合、事業者が売電を含めた契約を行うことは認められるでしょうか。	事業者の任意になります。
148	質問	25	2.2.3 電気設備に関する要求水準 (4)運転操作設備	速度制御方式について、「6パルス換算係数0の装置の使用又は同等の対策」とありますが、個別機器に対策を実施することが必須であり、コンデンサ等による対策は不可という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
149	質問	26	2.2.3 電気設備に関する要求水準 (5)計装設備	建設範囲について、「洛西浄化センター敷地内に設置が必要となる計装設備の電源供給及び管理は洛西浄化センター側とする」とありますが、これら計器からの信号は既設監視設備を改造し取込むという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
150	質問	26	洛西浄化センター敷地内機器	洛西浄化センター敷地内に設置する送泥設備、用水設備等は、洛西浄化センター側から供給するとのことですが、本件工事に係る当該電気工作物の保安管理業務(電気事業法上は工事も保安管理業務の対象とされております。)は、洛西浄化センターにて行うとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	質問	27	2.2.3 電気設備に関する要求水準 (6)監視制御設備	「既設管理棟中央監視室及び汚泥処理棟監視室において監視が必要な項目」の具体的な内容についてご教示ください。	入札公告時(要求水準書)に示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
152	質問	27	2.2.3 (6) 監視制御設備③に関すること	既設管理棟中央監視室と中央監視設備の場所と位置及び配線ルートについてご教示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
153	質問	27	2.2.3 (6) 監視制御設備③に関すること	既設監視制御設備との信号取合いはないものと考えます。仮に信号取り合いが発生した場合、改造については、既設メーカーで実施しなければならないでしょうか。また、既設の図面類の借用は可能でしょうか。	信号の取合いが生じた場合の施設改造は、事業者の負担とします。なお、メーカーは事業者の任意となります。既設の図面類は、貸与資料又は提供資料として、別途示します。
154	質問	27	監視制御設備	既設・新設への汚泥供給を効率的に把握し管理することが可能となるため、燃料化施設の監視制御設備は既設の監視室に設置することも可能との理解でよろしいでしょうか。	固形燃料化施設の管理制御設備は、新たに建設する監視室に設置してください。
155	意見	27	監視制御設備	本事業における競争性及び公平性を確保するために、監視制御設備の既設改造は本事業範囲外としてください。	本事業の範囲内になります。
156	質問	27	2.2.4 土木・建築に関する要求水準(別紙8)に関すること	別紙8の土木建築の区分は、地下部を土木、地上部を建築としていますが、地下部に水槽が無い場合、地下部を含めて建築構造物として設計しても宜しいでしょうか。	固形燃料化施設の機械基礎版(底板、杭基礎)は、構造分類上、土木構造物に該当しますので、切り分けて考えてください。
157	質問	27	土木・建築に関する要求水準	既設焼却設備の基礎はGL+1,700mmの高さとなっておりますが、燃料化施設も同様の高さにする必要はありますか。	ありません。
158	質問	27	建築・建築設備	建築建屋の広さ、部屋数等に関する要求水準(例えば、〇〇名用〇〇会議室が必要等)は無く、事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	質問	27	建築・建築設備	本事業において、既設建築物の流用や、一部貸与いただくことも可能との理解でよろしいでしょうか。	既設建築物の流用又は貸与は、認めません。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
160	質問	27	建築・建築設備	事業用地内・外で使用しない部分がある場合、植栽等の整備要否は事業者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです
161	質問	28	2.2.4 (2)建築・建築設備④に関する事	「本施設周辺にフェンス及び出入口を設置」とありますが、消防法や電気事業法等を遵守の上、燃料化施設の設置位置や設置範囲に応じて事業者側で決定できると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	質問	28	フェンス及び出入り口について	本施設の設置エリア周囲に、他の施設との区分けのためフェンスを設置するものと考えてよろしいでしょうか。既設側との出入り口の数量・位置・仕様(間口)等をご教示ください。	ご理解のとおりです。出入口に係る数量、位置、仕様等は事業者が検討してください。
163	質問	28	関西電力と協議を行い本施設周辺にフェンス及び出入口を設置すること	出入口の設置とは、P5,P71で示されている専用進入路とは別に公道に接している出入口を設置するのでしょうか？	図-3に示す進入路の出入口になります。
164	質問	28	土木・建築に関する要求水準(2)建築・建築設備	「⑧安全設計に配慮するもの」とありますが、配慮すべき内容について具体的にご教示下さい。	事業者が検討してください。
165	質問	28	執務・事務スペースについて	本施設内に府及び見学者用に必要な、部屋・仕様についてご教示ください。	事業者が検討してください。
166	質問	28	2.3.1 性能保証事項(4)に関する事	「ユーティリティ使用量及び温室効果ガス排出量が技術提案書に示すものと同様であること」とありますが、燃料化物の品質・製造量をはじめとし、各ユーティリティ使用量や温室効果ガス排出量等について、汚泥性状変動による補正を考慮頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	別紙5に示す汚泥性状の範囲を逸脱したことが明確である場合は、補正します。
167	質問	29	試運転及び性能試験	「試運転に必要な脱水汚泥は、試運転に必要な範囲において府が提供する」とありますが、事業者が必要とする時に必要な量を提供頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	既存施設の運転管理に支障がない範囲で、必要な量を供給します。ただし、詳細については、あらかじめ京都府との協議・調整が必要となります。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
168	意見	29 2.3.2	試運転用に提供した汚泥の取り扱い	試運転中に使用した固形燃料及び製造物は事業者の責任で利用又は処分を求められています。試運転に当たっては計画書を府殿に提出し確認が求められている事に加え、維持管理業務開始前のため、計画書に記載された固形燃料及び製造物の利用又は処分は廃棄物処理の観点から府負担とするよう、ご再考をお願いします。	変更はありません。
169	質問	31	3.1.5 脱水汚泥の受入	「稼働日数が330日に満たない場合には、計画処理量に対して処理できない脱水汚泥の処理・処分を事業者が負担する」とありますが、稼働日数が330日に満たない場合でも、計画処理量(13,200t/年)を満たしていれば、事業者の負担増加は無いと解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	質問	31	3.1.5 脱水汚泥の受入に関する事	年間の稼働日数が330日に満たない場合であっても、計画処理量である13,200t/年を処理すれば要求水準を達成するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	質問	31	稼働日数	事業者は、1.4.2計画処理量で示された年間処理量の義務を負っており、稼働日数が330日に満たない場合であっても、年間処理量を満たしていれば事業者負担はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	質問	31	脱水汚泥の受入	年間の稼働日数が330日に満たない場合であっても、年間処理量13,200wet-tonを満足できれば、脱水汚泥の処理・処分の事業者負担は無いものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	質問	31	脱水汚泥の受入	年間稼働日数を330日を越える日数で計画を立てた場合に、入札時に金額的な評価を受けることは可能でしょうか。あるいは大規模修繕を必要とする年度に受入停止日を加算することは可能でしょうか。	双方とも不可能です。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
174	意見	31	脱水汚泥の処理・処分	コスト算定を行うため計画処理量に対して処理できない脱水汚泥の処理・処分に掛かる単価をお示し下さい。	入札公告時(要求水準書)に示します。
175	質問	31	脱水汚泥の受入	「なお、修繕により・・・脱水汚泥の処理・処分を事業者が負担する。」との記載がありますが、排出事業者は貴府であり、事業者は費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	質問	32	3.2.6 ユーティリティ条件に関する事	本要求水準書における消化ガスの「m3」とは、全て0℃、1気圧条件下における体積との理解で宜しいでしょうか。又、消化ガスの供給圧力をご提示願います。	消化ガスの単位については、ご理解のとおりです。消化ガスの圧力は計測していませんが、球形ガスタンクの圧力は上限値0.56MPa、下限値0.05MPaで弁を管理しています。
177	質問	31	ユーティリティ条件	「消化ガスの供給は有償とし、上限を3,500m3/日として事業者が希望する量を府より購入する」とありますが、消化槽側のメンテナンス等により消化ガスが提供いただけない場合がありますか。ある場合は、消化ガスを提供いただけない時期、頻度、期間等をご教示ください。	基本的には、メンテナンス等により消化ガスを提供できない期間はありません。
178	質問	31	ユーティリティ条件	「府の設備の修繕等により所定の量を供給できない可能性がある場合」とありますが、代替の補助燃料へ切り替えた場合の事業者側費用負担はないものと理解してよろしいでしょうか。	京都府の原因によって事業の増額が生じた場合は、その増額分を府が負担します。
179	意見	32 3.1.6	消化ガスの安定供給	消化ガスが府の原因で安定供給されない場合、事業者に通知し調整することですが、脱水汚泥の処理ができない場合の費用負担は事業者となっています。消化ガスは府と事業者間で売買契約を締結するものと理解していますので、この場合の発生する費用は府の負担とするようお願い致します。	京都府の要因により消化ガスが安定供給されず、脱水汚泥の処理ができない場合は、事業者が要した負担の増額分を府が負担します。
180	質問	33	業務内容	管理業務受託者とは、水処理、汚泥処理の管理業務を受託している者との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
181	質問	33	電気工作物に関する業務	事業者は電気工作物に関する業務(電気主任技術者の選任を含む)を電気保安協会等へ委託することが可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	質問	34	修繕に関する業務	大規模修繕の定義(内容、実施時期及び日程等)は入札参加者の提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	質問	34	修繕に関する業務	修繕費について、20年間で平準化した修繕費での提案も可能との理解でよろしいでしょうか。(この場合、毎年度の修繕費が定額となります)	ご理解のとおりです。
184	質問	34	3.2.1 測定等に関する業務に関すること	①に記載する汚水排水の水質測定について、P13-1.5.8汚水排水の表-3に記載される項目を月2回実施するとの理解でよろしいでしょうか。	pH及び温度は24時間連続測定し、他の項目は事業者が検討してください(要求水準書(案)を修正します)。
185	質問	34	3.2.1 業務内容(7)測定等に関する業務	「②本施設の敷地境界、建屋内、建屋周り及び脱臭設備の臭気測定並びに騒音測定」とありますが、臭気測定箇所は、p15 表-8の規制基準より、本施設の敷地境界・排出口・排出水の3ヶ所と理解して宜しいでしょうか。また、騒音測定箇所は、p14 表-5の規制基準より、本施設の敷地境界と理解して宜しいでしょうか。	測定箇所は、府との協議によります。
186	質問	34	3.2.1 業務内容(7)測定等に関する業務	「②本施設の敷地境界、建屋内、建屋周り及び脱臭設備の臭気測定並びに騒音測定」とありますが、建屋内、建屋周り及び脱臭設備での測定は必要でしょうか。仮に必要な場合においても、規制基準はないものと理解して宜しいでしょうか。	必要です。基準は要求水準書によります。
187	質問	34	測定等に関する業務	月2回実施する測定業務の臭気測定箇所、騒音測定箇所については事業者が施設の配置を考慮して決定することでよろしいでしょうか。	府との協議によります。
188	質問	34	3.2.1 業務内容(7)測定等に関する業務	臭気測定並びに騒音測定の頻度は月2回とされていますが、振動測定は不要という理解で宜しいでしょうか。	必要です。要求水準書(案)を修正します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
189	意見	34	測定等に関する業務	24時間連続測定機を用いて本施設から発生する硫黄酸化物・窒素酸化物・ばいじん・酸素濃度等とありますが、等について具体的にご教示頂きますようお願い致します。	関係法令若しくはJIS規格に定める方法又は同等と判断できるものとしてください。
190	意見	34	測定等に関する業務	ばいじんに対する24時間連続測定機としてどのような機器を想定されているかご教示願います。	関係法令若しくはJIS規格に定める方法又は同等と判断できるものとしてください。
191	質問	34	3.2.1 業務内容 (7)測定等に関する業務	「④固形燃料化物の発熱量など、品質管理に必要な項目」の測定頻度についてご教示ください。	事業者の任意になります。
192	意見	34	3.2.1 業務内容 (7)測定等に関する業務	「④を除く測定の頻度は、月2回」とありますが、本施設の通常運転中は、汚泥性状等に変動がない限り排水水質や臭気は安定していますので、月に2回も測定しても大きな相違はないと思料します。ついては、月1回あるいは年4回程度としていただけないでしょうか。	要求水準書(案)を修正します。
193	意見	34	3.2.1 測定等に関する業務に関する事	「～④を除く測定の頻度は、月2回とし、～」とありますが、②に記載がある臭気、騒音については測定項目が多く(特に臭気についてはP15 1.6.4によると22物質となっています)、測定費用が高額になると想定されます。よって測定頻度について見直し頂くようお願い致します。	要求水準書(案)を修正します。
194	意見	34	測定等に関する業務	臭気・騒音について、敷地境界、建屋内、建屋周り及び脱臭設備において月2回測定することが明記されておりますが、測定箇所及び測定頻度が多く当該測定に係る費用が高額に上ることが想定されます。測定頻度について見直し頂きますようお願い致します。	要求水準書(案)を修正します。
195	質問	34	緊急時の対応業務	緊急対応訓練や消防訓練の実施は既存設備と共同ではなく、本施設独自に行うものと判断してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
196	質問	36	3.2.2(2)長期修繕計画に関すること	<p>修繕業務については、提案時点で20年間の計画を立てるものの、長期に亘る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。事業者のリスク負担を前提に下記3項目の変更をすることは可能でしょうか。</p> <p>①修繕の実施時期を変更                  ②修繕の内容を変更                  ③一部の修繕を省略または追加</p> <p>また、提案時の計画と実際の修繕費に差異が生じた場合でも、業務に対する対価の変更はなされないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(より適切な運転管理の実施が実現した場合には、提案時計画の内容を一部省略できる一方で提案時に想定できなかった修繕業務の発生も考えられるため、柔軟な運用をお願いするものです。)</p>	①、②、③の変更は、可能です。 変更により修繕費に差異が生じた場合でも、対価の変更はしません。
197	意見	36	利用量に関する報告	固形燃料化物の利用先での利用量については、利用先での受入量とさせて頂けないでしょうか。	結構です。
198	質問	39	3.2.4 固形燃料化物の品質管理 に関すること	(別紙4)「固形燃料化物の性状」に示された低位発熱量の測定頻度は、月に1回程度との解釈でよろしいですか。	入札公告時(要求水準書)に示します。
199	質問	39	3.2.5 固形燃料化物等の安全管理 に関すること	保管安全性の確認試験は必要ですか。必要な場合、年1回程度の実施 との解釈でよろしいですか。	事業者の任意になります。
200	意見	39	3.2.6 汚泥燃料化物の買取り 価格に関すること	「1t当たり105円(税込)」とされていますが、今後予想される消費税率の変更を踏まえ、税抜金額で示された方が良いかと存じます。	100円(税抜き)とします。
201	質問	39	固形燃料化物の買取り	「固形燃料化物の価格については、・・・、1t当たり105円(税込み)を下限として相当な価格」とあります。105円(税込み)は現在の消費税率5%を根拠に「100円+消費税」で算定されたものと考えます。今後消費税率の改定が想定されていますので、記載を100円(税抜き)に変更していただけますでしょうか。	100円(税抜き)とします。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
202	質問	39	3.2.6 汚泥燃料化物の買取り価格設定に関すること	「利用先までの運送に要する費用等を考慮し」とありますが、利用先までの運送費用が、貴県からの買取り価格に反映される趣旨が理解できません。価格設定根拠と併せ、詳細な御説明を頂けないでしょうか。	利用先への運搬費も含めて有価物と判断することとしており、府からの買取価格については、これを踏まえて設定することです。
203	質問	39	固形燃料化物の買取り	事業者は、維持管理運営期間に製造された固形燃料化物を全量買い取るとありますが、重金属を含む汚泥性状等に起因して有効利用出来ない場合は、全量買い取りの対象外との理解で宜しいでしょうか。	要求水準書に重金属類の分析結果を示します。
204	質問	39	3.2.7 固形燃料化物の利用不可抗力等に関すること	「不可抗力等のやむを得ない事情・・・協議の上、対応を決定」とありますが、ここでの「不可抗力」は、1.3.1用語の定義(4)を意味するものであり、第三者の行為によって固形燃料化物の利用が困難となった場合は、不可抗力に起因する事象との理解でよろしいでしょうか。	不可抗力には、第三者の行為のうち通常の予見可能な範囲外のものが含まれるので、ご理解のとおりです。
205	質問	39	3.2.7 固形燃料化物の利用に関すること	「不可抗力等のやむを得ない事情から石炭代替燃料としての利用が困難となった場合には、・・・協議の上、対応を決定」とありますが、「やむを得ない事情」には、燃料化物を利用する企業の倒産や、工場の閉鎖等も含まれると解釈して宜しいでしょうか。	個別協議になりますが、企業の倒産又は工場の閉鎖等の要因が不可抗力によるものであれば、対象となり得ます。
206	質問	40	3.2.8 副製造物の利用又は処分処理・処分に関すること	副製造物の処理・処分について規定されていますが、合理的な理由が有る場合は、処理・処分も認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
207	質問	40	副製造物の利用又は処分	下水汚泥の性状に起因して燃料化が不適合物となった場合は、貴府にて費用を負担頂き、処理・処分いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	別紙5に示す汚泥性状の範囲を逸脱したことに起因して不適合物となった場合は、府が処理処分の費用を負担します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案)** に関する質問・意見への回答書

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
208	質問	40	3.2.8 副製造物の利用又は処分に関すること	「副製造物は事業者の責任において全量適正に利用又は処分するものとし、これに要する費用等は事業者が負担する。」とありますが、 ①燃料化物の製造過程において発生する副製造物の排出事業者は貴府であり、処分委託は貴府にて行い、事業者は処分費を負担するとの解釈でよろしいでしょうか。 ②修繕等において発生する副製造物については事業者が排出事業者となり、処分委託および処分費を負担するとの解釈でよろしいでしょうか。 ③定められた汚泥性状を逸脱する脱水汚泥の処分、及びその汚泥に起因して製造された規格外の燃料化物の処分については貴府のご負担で処分して頂けるとの解釈でよろしいでしょうか。	①及び③については、ご理解のとおりです。 ②については、事業者が費用を負担することとなりますが、排出事業者については、個別に判断する必要があります。
209	質問	40	3.2.9 契約終了時の施設機能の確認 (3)に関すること	「事業者は、事業期間終了時までの府が必要と認める期間、契約終了後に本施設の維持管理運営を行う者に必要な技術指導を行うこと。」とありますが、技術指導の期間及び内容は府、事業者及び次期維持管理事業者で協議のうえ決定されとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	質問	40	3.2.9 契約終了時の施設機能の確認に関すること	「契約終了後に本施設の維持管理運営を行う者に必要な技術指導を行うこと」とありますが、技術指導は、施設の運転に支障が出ない範囲で実施できる範囲に限る、と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
211	質問	41	平板測量について	平板測量での、工事エリアの求積図のご提示をお願いします。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
212	質問	42～47	実測図について	実測図の数値が読み取れないので、読み取れる図面の貸与、またはCADデータのご提示をお願いいたします。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
213	意見	42～47	用地測量資料	記載の文字が判別できません。詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
214	質問	48～51	(別紙2)地質調査資料	ボーリング柱状図が一部不鮮明なため、データまたは鮮明な図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
215	質問	48～51	(別紙2)地質調査資料	室内土質試験結果を提示願います。提示頂けない場合は、液状化は無いものとして考えてよいとの理解でよろしいでしょうか。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
216	質問	48～51	(別紙2)地質調査資料	貸与資料や落札者が実施した測量、地質調査の結果では到底予期することができない地中障害物などにより、対策費、撤去費等が発生する場合には、不可抗力に該当とし貴府にて費用を負担いただけると理解してよろしいでしょうか。	当該対策費、撤去費等が発生する場合は、京都府が費用を負担します。
217	意見	50,51	(別紙2) 地質調査資料	ボーリング柱状図において、No. 1およびNo. 2共に「腐植物混入」を確認できることから、土壌調査も実施してメタンガスや有害物質等の有無を確認し、入札公告時に提示頂けないでしょうか。	土質調査に関する資料を貸与資料又は提供資料として、別途示します。それを基に事業者が判断してください。それ以上の調査が必要な場合は、事業者が調査を実施してください。
218	質問	54	年次別汚泥発生量	平成31年度末の既設3号焼却炉の廃止と平成32年度以降の5号焼却炉の運転は「予定」と記載されていますが、これら「予定」が変更されることによる処理量の変更等があった場合に、維持管理費用の変更はないものと考えてもよろしいでしょうか。	供給汚泥量に変更となった場合には、維持管理費も変更します。
219	質問	55	別紙5 表5-1に関すること	表5-1のうち、4号炉(燃料化施設)への汚泥投入量が、計画汚泥量である13,200t/年を超えています。本施設は、要求水準である13,200t/年を処理し、残りの汚泥は別途施設等で処分頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
220	質問	55	表5-1年次別汚泥発生量	脱水汚泥投入量(日平均) 4号炉 年間14,100t と14,600tについては、貴府が事業者に対して実際に供給が可能な量であるとの理解で宜しいでしょうか。	過去の実績から見た予定数量となります。
221	質問	55	表 5-1 脚注	表5-1脚注では「(2)年間汚泥変動」との記載がありますが、56ページの「(2)年間汚泥発生量」を指しているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書の「年間汚泥変動」を「年間汚泥発生量」に修正します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
222	質問	56	(別紙5) 脱水汚泥に関する設計条件 (2)年間汚泥発生量	3号焼却炉稼働期間の2月のフロー図において、廃棄物処分に供される汚泥量が12.4t/日とありますが、14.4t/日の間違いではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。要求水準書を修正致します。
223	質問	56	別紙5 (2)年間汚泥発生量に関すること	表5-2の4号炉(燃料化施設)の脱水汚泥投入量は、定期修繕が考慮されておりません。当該施設の汚泥処理計画に合わせて、既設焼却炉の汚泥処理量を最低投入量以上の条件で調整いただけるものと理解して宜しいでしょうか。 例) 4月 4号炉燃料化施設処理量を44.1tとし、3号焼却炉を30t/日処理にする。	ご理解のとおりです。
224	意見	56	3号焼却炉稼働期間 (平成29～31年度予定)	月別の処理汚泥量が3号優先(30t/日)の内容であり、4号炉は汚泥発生量に合わせた調整炉のような扱いに受け取れます。 3号炉定期点検中の50t/日処理は仕方ありませんが、その他の月は燃料化物生産設備の側面をもつ本施設(4号炉)は極力、日処理量は一定とし、3号炉が調整炉(30t/日以上)の範囲で調整)となるよう計画していただけないでしょうか。	3号焼却炉では30t/日以下での運転が困難であると考えられるため、3号焼却炉が30t/日を下回る調整はできません。よって、3号焼却炉との併用期間は3号焼却炉を優先した運用となります。
225	意見	58	(3)汚泥性状	汚泥性状に、(当面)と(将来)の2種類記載されていますが、事業性に係る事項のため、切替時期を明記願います。	水処理系における凝集剤注入条件変更は、平成37年度を想定しています。
226	質問	58	表5-3 洛西浄化センター 脱水汚泥性状	「将来」の定義として「水処理系における凝集剤注入条件変更後」とありますが、入札公告においては、具体的な時期を記載頂けると解釈して宜しいでしょうか。	水処理系における凝集剤注入条件変更は、平成37年度を想定しています。
227	質問	58	汚泥性状	当面と将来では汚泥性状が異なりますが、当面とはいつまでをお考えですか。	水処理系における凝集剤注入条件変更は、平成37年度を想定しています。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
228	意見	58	脱水汚泥性状	表5-3にて脱水汚泥性状が示されておりますが、当面と将来の時期が具体的に明記されておりません。施設の設計及び製造される燃料化物の有効利用の可否を検討するに当たって、期間について明示願います。	水処理系における凝集剤注入条件変更は、平成37年度を想定しています。
229	質問	58	(3)汚泥性状	維持管理運営費用の算出には、(当面)と(将来)どちらの脱水汚泥代表値を使用するかをご提示下さい。	水処理系における凝集剤注入条件変更は、平成37年度を想定しています。よって、維持管理運営費の算出に当たっては、平成36年度までは(当面)、平成37年度以降は(将来)の数値を使用してください。
230	質問	58	(3)汚泥性状	(将来)の汚泥発熱量は低下する計画ですが、その理由をご教示ください。	計画放流水質の強化に対して水処理系で凝集剤の添加を計画しております。記載の数値は凝集剤の添加により、汚泥中の無機物の割合が増加することを想定したものです。
231	質問	58	(3)汚泥性状	汚泥発熱量は(当面)と(将来)が相違しますが、いずれの場合であっても、固形燃料化物発熱量は9MJ/kg-wet以上であると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
232	意見	58	脱水汚泥性状	表5-3の高位発熱量及び可燃分組成について変動幅をご明示願います。	要求水準書に追加します。
233	意見	58	脱水汚泥性状	燃料化物の有効利用の可否を検討するに当たり脱水汚泥の重金属類含有量及び、焼却灰の溶出試験結果、灰組成の代表性状及び変動幅のデータも必要なことから、ご提示願います。	脱水汚泥のデータは、要求水準書に追加します。
234	質問	58	(別紙5) 脱水汚泥に関する設計条件 (3)汚泥性状	汚泥中の重金属濃度に関するデータがありましたら、ご教示ください。	要求水準書に追加します。
235	質問	59	責任分界点に関する事	責任分界点が存在する、既設建物の各階平面、機器配置図、立面、断面図、構造図の貸与をお願いいたします。外構関係の埋設設備配管・電気配管の資料があれば、事前開示をお願い致します。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
236	質問	60～71	責任分界点	雨水排水の接続先となる場内の責任分界点をご提示ください。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
237	質問	60～61	責任分界点	脱水汚泥の責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
238	質問	62～63	責任分界点	雑用水の責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
239	質問	64	責任分界点	上水の責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
240	質問	65～66	責任分界点	消化ガスの責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
241	質問	67～68	責任分界点	汚水排水の責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
242	質問	69～70	責任分界点	温水の責任分界点における既設設備の詳細図面を提示願います。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。
243	質問	71	別紙6 図6-12に関する事	浄化センター・燃料化施設間の条件として、動力ケーブル布設不可ありますが、本施設への送泥や送水に関わる機器の電源は、浄化センター側から確保するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
244	質問	74	(別紙8) 設計・施工範囲【電気設備の取合い】	洛西浄化センター側の中央監視設備の納入メーカーをご教示下さい。	日新電機株式会社です。
245	質問	75	土木建築の区分に関する事	「固形燃料化施設の建屋」とありますが、建屋の範囲は事業者の提案によると解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
246	質問	75	土木建築の区分に関する事	「進入道路は土木工事とする」とありますが、進入道路の範囲については入札公告で明確化されると解釈して宜しいでしょうか。	洛西浄化センターへの進入路は、図-3に示したとおりです。
247	質問	75	(別紙8) 設計・施工範囲【土木建築の区分】	脱水汚泥受入室及び有効利用棟共に建屋で囲われたように見受けられますが、本施設は全て建屋内に設置することが必須であると考えて宜しいでしょうか。	建屋内に設置することは必須ではありません。
248	質問	75	設計・施工範囲	【土木建築の区分】受入槽が地下を想定されていますが、提案者側の判断により地上置きとしてもよろしいでしょうか。	別紙8に記載した図はイメージ図であり、設置個所は事業者が判断してください。

桂川右岸流域下水道 洛西浄化センター 下水汚泥固形燃料化事業  
**要求水準書(案) に関する質問・意見への回答書**

No.	質問・意見の別	該当ページ	事項	事項の説明	回答
249	質問	76	図8-2 洛西燃料化施設への進入路に関する参考図面	進入路の道路排水の処理について、処理場内での処理と理解してよろしいでしょうか。その場合、既設との取合い部及び位置をご提示下さい。	ご理解のとおりです。取合いについては、府との協議によります。
250	質問	77	消化ガスの性状	消化ガスの発熱量が記載されていません。これまでの測定データがございましたらご教示願います。	入札公告時(要求水準書)に示します。
251	質問	77	消化ガスの性状	消化ガスの供給圧力をご教示願います。	計測していません。なお、球形ガスタンクの圧力は上限値0.59MPa、下限値0.05MPaで弁を管理しています。
252	質問	79	温室効果ガスの排出量の算出	温室効果ガスの発生量の算出には、(当面)と(将来)どちらの脱水汚泥代表値を使用するかをご提示下さい。	平成36年度までは(当面)、平成37年度以降は(将来)の脱水汚泥代表値を使用してください。
253	質問	—	その他	洛西浄化センター内に、現在使用されていない機器・設備或いは建屋がある場合、その健全性を確認した上で、本施設用に一部転用・流用を図ることは可能でしょうか。	洛西浄化センター既存設備の転用は不可とします。
254	質問		最新図	現況に関する最新図を貸与ください。	貸与資料又は提供資料として、別途示します。